

次期「青森市一般廃棄物処理基本計画」の構成イメージ

第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

第1節 計画策定の基本的考え方

計画策定の趣旨と目的、計画の位置づけ、計画期間、計画の構成

第2節 市の特性

市の概況、地勢・気候・土地利用、人口・世帯数、産業構造

第3節 人口の予測

本市の将来人口推計

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況及び課題

これまでの取組、ごみ処理量の推移、市有ごみ処理施設の概要、現在の課題、分別区分と処理主体(法定記載事項③④)、処理フロー

第2節 ごみ排出量の予測と目標値

ごみ排出量の将来予測(法定記載事項①)、目標値

第3節 ごみ処理に係る基本理念と基本方針

基本理念、基本方針

第4節 ごみ処理に係る施策と具体的な取組(法定記載事項②)

基本方針1 ごみの減量化・リサイクルの強化

施策1 市民啓発の推進

- 1— 1 「清掃ごよみ」作成・毎戸配布 (青森・浪岡地区統一のもの【新規】)
- 1— 2 「広報あおもり」や市ホームページ、各種パンフレットなどの活用
- 1— 3 出前講座の実施
- 1— 4 施設見学の受入れ
- 1— 5 環境パネル展の開催
- 1— 6 清掃事業概要の作成・配布
- 1— 7 青森市環境保全シンボルキャラクター「エコル」の活用
- 1— 8 収集場所用啓発ポスターの作成
- 1— 9 適正排出ごみへのステッカーの貼付け及び取り残しの実施
- 1— 10 青森市ごみ問題対策市民会議における各種事業の推進
- 1— 11 青森市廃棄物減量等推進審議会の開催
- 1— 12 大学等の新入生ガイダンス等での啓発【新規】
- 1— 13 市公式SNS(ユーチューブ、LINE公式アカウント等)の活用【新規】

施策2 食品ロスの削減【新規】

- 2— 1 生ごみ処理機購入助成

- 2-2 段ボールコンポスト講習会の開催
- 2-3 多量に排出する事業者に対する指導・助言
- 2-4 食品ロスモニター等の実施【新規】
- 2-5 「あおもり素材まるごとエコごはん」の開催【新規】
- 2-6 エコごはん料理教室の開催【新規】
- 2-7 電気式生ごみ処理機の貸出【新規】
- 2-8 冷蔵庫一掃デーの啓発【新規】

施策3 資源化等の推進

- 3-1 集団回収への支援
- 3-2 資源ごみの分別収集の実施
- 3-3 使用済み割り箸リサイクル運動
- 3-4 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」への参加
- 3-5 古紙リサイクルセンターにおける古紙等回収事業
- 3-6 使用済小型家電リサイクル(リチウムイオン電池等含む【新規】)
- 3-7 衣類回収
- 3-8 青森市資源ごみ等ステーションマップの周知【新規】
- 3-9 プラスチック使用製品廃棄物の分別収集【新規】

基本方針2 廃棄物の適正処理の確保

施策4 家庭系ごみの適正処理対策【新規】

- 4-1 指定ごみ袋制度(青森・浪岡地区統一のもの【新規】)
- 4-2 エアゾール缶(スプレー缶等)・カセットボンベの適正処理【新規】
- 4-3 リチウムイオン電池等の適正処理【新規】
- 4-4 ボタン電池の適正処理【新規】

施策5 事業系ごみの適正処理対策

- 5-1 多量に排出する事業者に対する指導・助言
- 5-2 青森市清掃工場におけるリサイクル可能な古紙類の搬入制限
- 5-3 事業系一般廃棄物の分別指導の実施
- 5-4 事業所に対するごみの適正処理の要請
- 5-5 青森オフィス町内会との連携・協力
- 5-6 「青森市事業系ごみ適正処理等ガイドブック」の活用【新規】

基本方針3 市有廃棄物処理施設の耐震化・老朽化対策の推進

施策6 将来を見据えた施設整備(法定記載事項⑤)

- 6-1 浸出水処理施設の適正化対策
- 6-2 埋立地内滞水対策
- 6-3 将来を見据えた現最終処分場の維持管理【新規】
- 6-4 将来を見据えた現清掃工場の維持管理【新規】

第3章 生活排水（し尿等）処理基本計画

第1節 本市のし尿等処理の現状

し尿及び浄化槽汚泥処理の体系、し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移、
し尿及び浄化槽汚泥の処理施設及び設置主体(法定記載事項③④)

第2節 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測(法定記載事項①)

第3節 し尿等の処理に係る取組(法定記載事項②)

計画対象区域、水洗化等の普及促進、収集・運搬計画、処分計画

第4節 施設整備に関する計画(法定記載事項⑤)

あおひらクリーンセンターの概要、同センターの老朽化の状況、
長寿命化に係る国の方針、同センターの長寿命化について

《参考》廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ② 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項
- ③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項